

令和2年9月25日招集

令和2年 第9回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和2年第9回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第9回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和2年9月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	6番	岡田和敏
7番	瀬野幸太郎	8番	小野博	9番	齋藤誠
10番	大類彦幸	11番	本田勝彦	12番	松田一雄
13番	秋葉いく子	14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子
16番	大内恒一	17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作
19番	工藤喜恵治				

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第11号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第12号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第41号 農用地利用集積計画について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	小野智江美

1. 議 長 農業委員会会長 工 藤 喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和2年第9回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。また、遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

11番本田勝彦委員、12番松田一雄委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第8回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第11号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第41号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和2年第9回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第11号農地の転用の制限の例外確認申請について。

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係。

受付番号2番、申請者住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。転用しようとする

土地の表示、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目：田、面積：2,638 m²の内75 m²。土地の所有者：●●●●。転用の理由：養鶏場を設置する。

所要面積：養鶏場75 m²。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、2件であります。

報第12号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号60番、土地の所在：大字泉郷元沢渡字新南原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：570 m²。賃貸人住所氏名：埼玉県北本市本宿三丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字観音寺●●●●、●●●●。

解約後の利用：借人へ所有権移転であります。

以下、受付番号61番については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、5件です。

議第38号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号86番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：195 m²。譲渡人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。事由：兼業による経営縮小、経営面積：63 a。

譲受人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大。経営面積：373 aであります。

以下、受付番号87番、88番の2申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号89番、土地の所在：大字六田字西浦●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地籍：3,535 m²の内1,955 m²ほか1筆。貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●。事由：労力不足。経営面積：68 a。

借人住所氏名：村山市大字土生田字百枚 3475 番地の 123、株式会社東北パートナーズ農園
代表取締役 安瀬裕一。事由：経営規模拡大。経営面積：291 a であります。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させて
いただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号 90 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、
現況：樹園地。地籍：1,171 m²ほか5筆。

貸人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。事由：経営移譲年金受給のため。
経営面積：160 a。借人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。

事由：年金受給のための後継者。経営面積：160 a であります。

農地法第 3 条総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させ
ていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、1 件です。

議第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求
めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係。

受付番号 7 番、土地の所在：小林一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、
地籍：852 m²。申請人住所氏名：東根市小林一丁目●●●●、●●●●。職業：農業。
転用後の主要目的：共同住宅、駐車場、駐輪場、物置、通路他で、所要面積計が 852.53 m²
で実測面積であります。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。
11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、6 件です。

議第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求
めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 39 番、土地の所在：本丸南一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。
地籍 154 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。職業：農業。
借人住所氏名：宮城県仙台市愛子東三丁目●●●●、●●●●。職業：会社員。
転用後の主要目的：車庫、居宅、物置、駐車場、通路他。所要面積計：1,024.12 m²。
使用貸借権設定で併用地有があります。

以下、受付番号 40 番から 13 頁の受付番号 44 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条、第 5 条および例外確認の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。16 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、10 計画です。

議第 41 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号 53 番、土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地籍：4,422 m²ほか 1 筆。売人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。

利用目的：畑として利用。移転時期：令和 2 年 9 月 25 日。対価、総額：50,000 円。

支払い方法：現金。支払期限：令和 2 年 10 月 12 日。引き渡し時期：令和 2 年 10 月 14 日。買人の耕作面積は 66 a であります。

以下、受付番号 54 番から 59 番までの 6 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定。

受付番号 211 番、土地の所在：大字野川字中向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,328 m²。貸人住所氏名：東根市神町北四丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市中島東通り●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 2 年 9 月 25 日、終期：令和 7 年 9 月 24 日。

賃借料：10 a あたり 11,295 円。5 年新規、借り人の耕作面積は 264 a であります。

以下、受付番号 212 番 213 番の 2 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。3 番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【3 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 9 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 3 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 5 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 9 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 86 番の申請事由は、経営規模拡大、受付番号 87 番及び 88 番の申請事由は、相手方の要望となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 89 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 90 番の申請事由は、経営移譲年金受給のためとなります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告であります、

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4 番、小関春男農地転用委員会委員長。

【4 番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4 番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 9 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条に

よる許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る9月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号7番の土地については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、共同住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号39番及び40番の土地については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号39番は自家用車庫を、受付番号40番は、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号41番の土地については、農用地区域内にある農地であります。道路工事期間中、一時的に利用する資材置場として整備するものであります。

農地区分(農用地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当。

立地基準(農用地)「第2の1の(1)のアの(イ)c」に該当。

受付番号42番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

受付番号43番及び44番の土地については、農用地区域外の農地で、第一種農地及び第三種農地のいずれにも該当しないことから、第二種農地となりますが、受付番号43番は資材置場を、受付番号44番は、集落に接続して長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ)b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会についてでありますがお諮りいたします。ただいまから 30 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

30 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【12 番松田一雄委員】

12 番松田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 38 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 1 件、使用貸借権設定関係 1 件。

議第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、2 件。

議第 41 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 2 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 38 号については、経営規模拡大、相手方の要望及び経営移譲年金受給によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 39 号及び第 40 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 41 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【2番菅原繁治委員】

2番菅原です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第38号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権移転関係1件。

議第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件。

議第41号農用地利用集積計画について、所有権移転関係3件、賃貸借権移転関係3件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第38号については、相手方の要望によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第40号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第41号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【9番齋藤誠委員】

9番齋藤です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、3件。

議第41号農用地利用集積計画について、所有権移転関係2件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第40号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第41号については、水田及び畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第11号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第12号農地賃貸借契約の

合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 38 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 39 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 40 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 41 号農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採決いたします。お諮りいたします。

議第 38 号から議第 41 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 38 号から議第 41 号について、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 9 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員